

地方 6 団体等 意見書

- 全国知事会 1 頁
- 全国都道府県議会議長会 6 頁
- 全国市長会 7 頁
- 全国市議会議長会 16 頁
- 全国町村会 21 頁
- 全国町村議会議長会 26 頁
- 指定都市市長会 28 頁
- 指定都市 40 頁
(指定都市市長会・指定都市議会議長会)

平成23年度税制改正等に関する提案

全国知事会
平成22年9月

政府は、「地域主権戦略大綱」において「地方税財源の充実確保」を1つの柱と位置付け、国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す方針を示している。真の地方分権改革を実現するためには、この方針の具体化が必要不可欠である。

全国知事会は、「国と地方の協議の場」の法制化等を盛り込んだ地域主権改革関連三法案の速やかな成立を強く求めるとともに、国民生活の向上と我が国の発展のため、積極的・建設的な協議をしていきたいと考えている。

このため、平成23年度税制改正にあたり、次の事項について実現を図られるよう提案する。

記

I 地域主権型の国づくりに不可欠な地方税財源の確保・充実

1 国と地方を通ずる税制の抜本的な改革の推進

政府は、「財政運営戦略」において、新成長戦略の実行により名目3%超の経済成長の実現を目指すとともに、歳出の抑制、消費税を含む税制の抜本的な改革を行い、財政の健全化を図るとしている。

財政健全化は極めて重要な課題であるが、一方、依然として厳しい雇用情勢に見られるとおり、我が国経済はいまだ順調な回復軌道に乗ったとは言い難く、景気の二番底を懸念する声もあることから、まずは、地域の活力・創意工夫を思い切って引き出すなど、経済成長戦略を着実に実行することが必要である。

その上で、税収力の回復と社会保障の安定財源の確保や地域主権の確立のために必要な税財源の確保・拡充を図り、セーフティネットの確立、経済活性化、財政健全化の好循環を促すために、納税者の納得や理解を得て、所得・消費・資産のバランスがとれた、国と地方を通じた税制の抜本的な改革を推進すべきである。

その際には、平成22年度税制改正大綱及び地域主権戦略大綱において明記されているとおり、社会保障その他の地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

また、税制の抜本的な改革の具体化にあたっては、与野党の協議の場を早期に設置し、国民に開かれた形での議論を行うべきである。その際には、地方の参画のもとで地方の実態を踏まえた十分な検討を行うことが必要である。

2 地方消費税の引上げを含む地方税改革の早期実現

地方消費税は、今後、高齢化の進展等に伴い毎年度7,000～8,000億円程度の増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や、住民生活に必須の教育、環境、警察、消防といった行政サービスを安定的に提供していくために必要であり、また、他の主要税目に比べて偏在性が少なく安定的な税源であることから、その充実は、

望ましい地方税体系を構築する上で必要不可欠である。このため、引き続き徹底した行政改革を推進することはもとよりであるが、景気の回復が図られることや国民の理解が得られることを前提として、国・地方を通じる税制の抜本的な改革を行う際には、地方消費税を引き上げる必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 地方は、国の社会保障給付に係る地方負担に加え、地方の事情に対応する緊要度の高いサービスを含め、医療・介護・保育など雇用創出効果の高い現物給付を担っており、持続可能で信頼性の高い社会保障の確立のためには、地方消費税の引上げを通じた安定財源の確保が不可欠である。

現在、地方消費税に加え、国の消費税の一部(29.5%)が地方交付税の原資とされ、消費税・地方消費税収全体の国と地方の配分割合は概ね3:2となっているが、この比率は、今後の社会保障関係経費の国と地方の負担割合の見通しに一致することに十分留意する必要がある。

(2) 地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、国・地方を通じる税制の抜本的な改革に伴う地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

(3) 消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。そのための手法として、①食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、②その前提としての「インボイス方式」の導入、③さらには所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入などについて、そのメリット・デメリットを広く国民に明らかにした上で検討すべきである。

3 地方環境税の創設等による地方税財源の確保

地球温暖化防止に積極的に取り組む上で、CO₂の排出を抑制する税制の導入には合理性がある。地球温暖化対策のための税の導入にあたっては、地方団体も地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進において大きな役割を担っていることを踏まえ、地方の税財源を確保する仕組みが不可欠である。このため、①温暖化効果ガスの削減のインセンティブとするためには環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的であること、税源が大都市地域に偏在しない税となることなどから、環境への負荷が発生する消費段階において化石燃料に対して課税する新しい地方税「地方環境税(仮称)」を創設するとともに、②現行の石油石炭税の課税段階等において地球温暖化対策税を創設する場合には、その一定割合を地方税源化するべきである。

また、CO₂排出削減に資するとともに、地方税源を確保する観点から、現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境損傷負担金的性格」と「財産税的性格」を有する新しい地方税「環境自動車税」を創設すべきである。なお、環境自動車税の創設にあたっては、徴収コスト削減の観点から、「車検時徴収制度」の導入を検討すべきである。

4 地域間の財政力格差を是正する地方交付税の機能の復元・強化

偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

三位一体の改革は、4.1兆円の国庫補助金等の縮減に対応して3兆円の税源移譲を実現したものの、地方交付税の5.1兆円削減をはじめ、地方が自由に使える財源を大幅に削減した。さらに、三位一体改革後に策定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」によって地方の歳出が厳しく抑制された。

平成22年度は地方交付税の1.1兆円増額が実現したものの、国以上の厳しい行政改革を行ってもなお極めて厳しい地方財政の現状を踏まえると、三位一体改革等による地方交付税総額の不合理な削減により大幅に縮小した地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の復元・充実に努めるべきであり、地方財政計画（歳出）に緊要度の高い地方の財政需要を適切に積み上げ、それに対応した地方交付税総額を確保するべきである。

来年度予算の概算要求においては、国の社会保障費の自然増約1.3兆円に対応する地方財源約7,000億円の確保を含め、一般財源総額について、平成22年度の水準を実質的に下回らないよう確保するとされたところであるが、今後の予算編成においても、この概算要求の考えが貫徹されるべきである。かつて、プライマリー・バランスの改善という目標の下で地方交付税が大幅に削減された結果、その後の深刻な地方の疲弊をもたらしたところであり、このような過去の失敗を二度と繰り返してはならない。

II 地方税制度（全般）の見直し

1 課税自主権の活用

課税自主権について、その発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界もあるが、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方財政事情を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

政府が掲げる地域主権型の国づくりを進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。

2 非課税等特別措置の整理合理化

地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すべきである。

III 地方税制度（個別税目）の見直し等

1 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するとの考え方から、所得控除の額は所得税より低い額となっている。扶養控除

や配偶者控除の見直しにあたっては、こうした税目ごとの基本的な性格を踏まえつつ、所得税と住民税を一体として検討すべきである。

また、所得税から住民税への3兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

さらに、所得税から住民税への3兆円の税源移譲の際に、住民税の総合課税に係る税率は一律10%の比例税率とされたが、利子・配当、株式・土地等の譲渡益等に対する住民税（分離課税分）の税率は5%に据え置かれている。平成24年から上場株式等に係る税率が20%に本則税率化されることを踏まえ、所得課税の累進構造の見直しに合わせて、分離課税分の税率を総合課税分と同じく10%に見直すことを検討すべきである。

2 地方法人課税の堅持及び外形標準課税制度の拡充

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源である地方法人課税についての安易な縮減などの議論は受け入れられないものではない。

仮に、国の法人税率を引き下げの場合には、法人住民税や地方交付税の総額が減少することから、地方の歳入に影響を与えることのないよう、地方税の減収は他の地方税の充実により、地方交付税の減収は法定率の引上げ等により、地方税財源を確保すべきである。

また、景気動向に配慮しつつ、法人事業税の応益課税としての性格の明確化や税収の安定化の観点から、対象法人の資本金要件の見直しや付加価値割の拡大など、外形標準課税制度の拡充を検討すべきである。

3 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

4 日本銀行の国庫納付金の課税対象化

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

5 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。

6 個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列举方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すること。

7 不動産取得税の特例措置の見直し

不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

8 たばこ税の税率引き上げと地方分の確保

国民の健康保持の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合が従来から1：1であることに十分留意し、引き続き、地方分の財源を堅持すること。

9 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

10 ゴルフ場利用税の安定的確保

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地における財政需要を賄う重要な財源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

11 航空機燃料譲与税の安定的確保

航空機燃料税を引き下げる場合にあっても、航空機燃料譲与税については、空港所在地における財政需要を賄う重要な財源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、その譲与割合を引き上げることによりその安定的確保を図ること。

12 還付加算金の利率の見直し

還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げること。

13 社会保障・税に関わる番号制度の検討について

社会保障・税に関わる番号制度の検討に当たっては、個人情報保護の在り方に十分配慮するとともに、住民サービスを高めるといった視点から地方とも十分に意見交換を行うこと。

また、住民基本台帳ネットワークシステムや公的個人認証サービスなど、既存のインフラをできる限り生かした効率的な整備を図ること。

平成 23 年度税制改正に関する提言

平成 22 年 10 月
全国都道府県議会議長会

地方税財源の充実強化全般について

- 1 国と地方の税源配分について、地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税源の充実強化を図ること。

その際には、地方消費税の充実などにより税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

＜地方自治委員会関係「1 地域主権改革の推進について」(5)＞

- 2 地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実強化するため、地方財政計画に福祉・医療など社会保障関係経費を始め、増加する地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、臨時財政対策債の発行によることなく所要額全額を確保できるよう地方交付税の原資となっている国税 5 税の法定率を引き上げ、総額を増額すること。

＜地方自治委員会関係「1 地域主権改革の推進について」(6)＞

個別項目について

- 1 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

＜地方自治委員会関係「1 地域主権改革の推進について」(12)＞

- 2 被災地方公共団体に対する寄附金については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の 1 割」という限度額を時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度の充実を図ること。

＜地方自治委員会関係「4 災害対策の充実強化について」(6)＞

- 3 基地交付金等の所要額を確保すること。

＜地方自治委員会関係「6 基地対策等について」(3)＞

- 4 間伐を始めとする適切な森林整備や効果的な治山事業を推進するとともに、新たな税制の創設を含め森林整備に必要な財源確保対策を図ること。

＜農林環境委員会関係「3 森林・林業・木材産業政策の推進について」(2)＞

※「平成 23 年度政府予算編成に関する提言」(平成 22 年 10 月 26 日)より抜粋

平成 23 年度 都市税制改正に関する意見

平成 22 年 8 月
全国市長会

都市自治体は、長引く景気低迷を反映し、地方税が大幅に減収するという厳しい財政状況の下、少子高齢化に対応した福祉・医療サービスや低迷する地域経済の振興、雇用の創出など多くの課題に対処するなど、地域住民の命と生活を守るため懸命の努力をしているところである。今後とも持続的にこれら行政サービスを実施していくためには、更なる地方税財源の充実確保を図ることが最重要課題である。

そのためには、住民に身近な基礎自治体を重視した地域主権改革を着実に進め、国・都道府県・市町村の役割分担を踏まえた税源配分を実現するとともに、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を構築し、住民が自らの住む地域のことは自らの責任で決定できるようにすることが重要である。

については、平成 23 年度の税制改正に当たり、基礎自治体を重視した地域主権を確立するため、以下の事項について必要な措置を講じるよう要請する。

また、今後の政府における消費税を含む税制抜本改革の検討においては、内閣が目指す『強い社会保障』の中心的な担い手である都市自治体として、地方消費税の充実など、その裏付けとなる財源の確保方策等について、引き続き、具体的な提言を行っていく予定である。

1. 地域主権の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 国・地方の税源配分の当面「5：5」の実現と偏在性の少ない税体系の構築

地域主権改革をより一層推進し、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分とすることが必要である。

については、次の措置を講じること。

地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

税制抜本改革を実現するに当たっては、都市自治体が行う生活、福祉、教育などの行政サービスを迅速かつ的確に提供できるよう一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を早急に構築するとともに、地方交付税の法定率の引上げを行うこと。

その際には、税源の偏在是正だけに着目した地方税による税収配分の調整は行わないこと。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に際し地方の意見を反映できる仕組みの構築

地方税の課税主体は地方自治体であることから、税制改正の検討に当たっては、地方が制度設計に参画し、地方の意見を十分反映できる仕組みを構築すること。

2 環境関連税制の導入及び自動車関係諸税の維持確保

環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

なお、自動車関係諸税の税率については、極めて厳しい地方財政の状況及び地球温暖化対策などの観点から、代替財源を示さない限り現行水準は維持すること。

3 都市税源の充実強化

以下の事項について、充実強化を図ること。

(1) 個人住民税

都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実させること。

個人住民税均等割については、これまでの1人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引上げること。

個人住民税の本来の性格を踏まえ、新たな政策的控除の導入は原則として行わないこと。

また、人的控除の見直しに当たっては、個人住民税と所得税の税体系上の整合性の観点等を踏まえて検討すること。

(2) 法人住民税

法人所得課税については、法人の活動と都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等に鑑み、法人住民税として都市自治体への配分を充実すること。

また、国の施策として法人実効税率の引下げを行う場合は、地方にとって減収となることがないよう国の責任において確実に措置すること。

法人住民税均等割の税率を引上げること。

日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来す等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

(3) 固定資産税

商業地等にかかる固定資産税の負担水準は、当該年度の評価額の70%を上限とする現行の制度を堅持すること。

償却資産は、資産の保有と都市自治体の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。

家屋の評価方法はその複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。

「再建築費評点基準表」については、新增築家屋に係る調査事務・評価事務に要する時間を確保するため、少なくとも当該事務が本格化する評価替え前年度の4月には改正告示すること。

また、「再建築費評点補正率」及び「経年減点補正率基準表」についても、主に既存家屋に係る評価替え事務において使用するほか、翌年度の税収見込みの算定基礎数値となるものであることから、これらの事務が本格化する評価替え前年度の9月には改正告示すること。

なお、改正に先立っては、できるだけ早く改正案を提示すること。

固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定等により、徴収が非常に困難となる事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。

(4) 軽自動車税

軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、標準税率を見直すこと。

特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるにもかかわらず、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、課税のあり方、標準税率、課税方法等の課税制度の抜本的な見直しを図ること。

(5) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が少ない税であり、地方にとって貴重な財源であることから、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合 1 : 1 を引き続き堅持すること。

(6) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和 61 年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実を図ること。

(7) 交付金・地方譲与税

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

基地交付金・調整交付金については、自治体の固有の税源である固定資産税等の代替的性格を有するものであり、一般行政施策と同列視して減額することなく、十分な予算額を確保すること。

空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が多額であることから、航空機燃料税の税率を上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。

特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等に鑑み、税率を上げること。

(8) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(9) 大都市等の事務配分の特例に対応した税財政の充実強化

政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行っているにも関わらず、所要額が税制上措置されていないので、地域主権改革のより一層の推進のためにも、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税財政上の措置を設けること。

政令指定都市の市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の移管に当たっては、退職手当、事務関係経費を含めた所要額全額を税源移譲により講じること。

また、中核市等への人事権の移譲に当たっても所要額全額を税源移譲により講じること。

併せて、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うこと。

4 課税・徴収体制等の改善について

地方税に対する住民の理解と信頼を得るとともに、課税・徴収事務の効率化を図る観点から、税負担の公平を確保しつつ、住民に分かりやすい簡素な制度とすること。

(1) 還付加算金の見直し

還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直しを図ること。

特に法人市民税の中間納付額の還付に係る還付加算金については、早急に廃止を含めた見直しを図ること。

(2) 公的年金に係る特別徴収対象者情報の早期提供

日本年金機構から都市自治体へ提供される個人住民税の公的年金に係る特別徴収対象者情報等の提供時期については、6月初めに納税義務者に税額通知をするため、現状より前倒しして提供すること。

(3) 地方税の電子申告システムの普及及び安定的運営

地方税の電子申告システムについては、都市自治体への普及及び安定的運営により、納税者の利便性の向上が図られることが重要である。このため、地方自治体共同のシステム構築及び費用等について、引き続き国及び都道府県の協力体制を維持すること。また、都市自治体の負担について、必要な財政措置を講じること。

(4) 課税に係る各種データの電磁的方法による提供

市町村税の賦課、決定に当たっては、所得税の確定申告データ、配当・報酬データ、法務省所管の商業登記データ等を用いているが、これらのデータは紙で供されており、また自ら出向いて閲覧し、取得しなければならず、データ処理に多大な労力と費用を費やしている。

課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

特に、還付目的の確定申告の場合、e-Tax システムでは源泉徴収票の添付が不要とされていることから、適用控除項目及び控除額等の不明なデータがあり、住民税の賦課事務に支障をきたしているためシステムの改善を行うこと。

また、平成 23 年 1 月より実施予定となっている所得税の確定申告データの提供に当たっては、課税事務に支障を来さないよう年度末までに提供すること。

さらに、提供データや仕様等について都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、システム開発に係る都市自治体の負担について、必要な財政措置を講じること。

(5) 税制改正における国等の対応

地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、税制度についての広報活動を充実する必要がある。そのため、国・都道府県・市町村の協力体制を強化すること。

また、社会保障・税共通の番号制度、給付付き税額控除、市民公益税制など新たな制度の導入等に当たっては、円滑に制度の導入・運用がされるよう、都市自治体の意見を十分踏まえるとともに、適宜・適切な情報提供を行うこと。

併せて、個人道府県民税に係る徴収取扱費交付金についても、税制改正に対応するためのシステム改修等により増大する賦課徴収経費を算定基礎となる金額に適切に加算させること。

5 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

平成 2 3 年 度

都市税制改正に関する要望

平成 2 2 年 7 月

全国市議会議長会

平成23年度都市税制改正に関する要望

平成22年7月
全国市議会議長会

現下の地方財政は、景気後退による税収減や、少子高齢化の進行による社会保障費の増嵩などにより、危機的な状況が続いている。

今後も基礎自治体としての市が、地域住民のニーズに応え、福祉、教育などの市民生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図っていくためには、持続的かつ安定的な行財政運営が可能となる地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、平成23年度税制改正に当たり、地方税財源の充実強化を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とすること。

その際、地方消費税の充実など偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

2. 自動車関係諸税の現行の税収維持

自動車関係諸税の税率については、極めて厳しい地方の財政状況、大幅に遅れている地方の道路整備状況に鑑み、代替財源を示すことなく現行税率水準の引下げは行わないこと。

仮に現行税率を引下げの場合には、的確な減収補てん措置を講ずること。

3. 都市税源の充実強化

(1) 個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であることを踏まえ、均等割の引き上げを図ること。

(2) 市町村における基幹税目である固定資産税については、引き続き税収の安定的確保を図ること。

特に、償却資産の現行の評価方法を堅持するとともに、商業地等にかかる固定資産税の負担水準の現行上限70%は堅持すること。

(3) 法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引き上げなどの充実強化を図ること。

また、現下の地方財政の危機的状況を考慮し、地方公共団体が法人住民税を企業等に還付する際の還付加算金の割合を引き下げること。

(4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の地方自治体における貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

(6) 長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げを図ること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

4. 基地交付金・調整交付金の所要額確保

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ、所要額を確保すること。

5. 政令指定都市等に対する税制上の特例措置の充実強化

- (1) 政令指定都市については、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。
- (2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管に当たっては、所要全額を都道府県からの税源移譲により措置すること。

6. 環境関連税制の導入に伴う地方財源の確保

環境関連税制を導入するに当たっては、環境施策における地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けるなど、地方の財源を確保する仕組みを構築すること。

7. 非課税等特別措置の整理縮小等

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

8. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

9. 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

10. 税制の抜本改革に当たっての過疎地域への配慮

税制の抜本改革に当たっては、過疎地域の行財政運営等に十分配慮すること。

また、過疎地域における所得税及び法人税の租税特別措置の適用期間を延長すること。

平成23年度税制改正に関する意見

平成22年10月

全国町村会

平成23年度税制改正に関する意見

平成22年10月
全国町村会

三位一体改革の結果、町村は、地域間格差が拡大し、極めて厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済・雇用情勢と相まって、地域の疲弊が深刻化している。

こうした中、活気に満ちた地域社会をつくるため地域主権改革への期待が高まっているが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引き上げなど、地方自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の確立が不可欠である。

よって、平成23年度税制改正にあたっては、町村が円滑な財政運営を行うことができるよう、地域間格差の解消をはかり、町村税源を充実強化するため、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 国から地方への税源移譲等

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域主権の確立を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ. 地方が担う幅広い社会保障サービスの安定財源を確保する観点から、地方消費税の充実等、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

ウ. 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

エ. 国・地方間の税源配分のあり方の見直しにあたっては、分割基準等を改めて検討すること。

2. 個人住民税の充実確保等

個人住民税は、町村における負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、所得税との税体系上の整合性の観点等に配慮しつつ、安定的に充実するよう措置すること。

3. 法人住民税等の充実確保

法人税率及び中小法人の軽減税率を引き下げの場合には、法人住民税法人税割や地方交付税原資が減少することから、町村の歳入に影響を与えることのないよう、法人税割の税率水準や地方交付税率の引き上げ等により、確実な補てん措置を講じること。

4. 固定資産税の安定的確保

固定資産税の負担調整措置のあり方及び適正な評価の検討にあたっては、固定資産税が収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることに鑑み、安定的に確保できるよう留意すること。

5. 市町村たばこ税の現行税込総額の確保

たばこ税の将来に向かっての税率引き上げの判断にあたっては、市町村たばこ税の現行税込総額に及ぼす影響等を見極めること。

6. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

7. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、個別間接税の課税のあり方の検討に際しても、現行制度を堅持すること。

8. 地球温暖化対策税制の創設

「地球温暖化対策のための税」の検討にあたっては、町村の極めて厳しい財政状況や、二酸化炭素吸収源として重要な機能を有する森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

ア。「地球温暖化対策のための税」の創設にあたっては、現行の地方税財源の確保を前提とすること。

イ. 石油石炭税の引き上げによる「地球温暖化対策のための税」の創設にあたっては、地方の果たす役割を重視するとともに、地域の実情に沿った多様な取り組みを推進するため、「地方環境税」等一定の地方税財源措置を創設すること。

ウ。「地球温暖化対策のための税」の用途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、ガソリンへの上乗せ課税分も含め、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付けること。

エ. 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

オ。「地球温暖化対策のための税」の一定割合は、森林の整備・保全等を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ配分すること。

9. 「環境自動車税」の創設

現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境自動車税」とする場合には、環境施策の推進において地方が大きな役割を担っていることを踏まえ、地方税とすること。

なお、市町村の財源である自動車重量譲与税は、現行の総額を確保した上で、自動車重量税の一本化による地方増収分の、都道府県と市町村の配分割合は、改めてルールを設定すること。

10. 地方税における税負担軽減措置等の見直し

地方税における税負担軽減措置等については、「基本方針」に沿って厳格な見直しを行うこと。

11. 過疎対策法上の国税に関する特例の引き続き措置

現行過疎対策法上の国税に関する「事業用資産の買換えの場合の課税の特例」及び「減価償却の特例」について、平成23年4月以降においても引き続き措置するとともに、より充実したものとする。

全国森林環境税の創設に関する意見

近年、森林のもつ、地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心、期待は大きなものとなっている。

また、低炭素社会の実現が世界的なテーマとなる中、京都議定書の目標達成に加え、2020年度25%削減の目標達成に向け、森林吸収源対策の加速化が不可欠となっている。

しかしながら、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など、林業を取り巻く環境は、依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・少子高齢化が進行している。

こうした中、山村地域の市町村は、森林の整備・保全や担い手の確保・定住対策、森林循環資源の有効利用促進等、森林・林業及びこれらを支える山村の活性化に懸命に取り組んでいるが、危機的な市町村財政の状況から、恒久的・安定的な財源は大幅に不足している。

よって、森林の整備・保全等を担う市町村の財源の強化は目下の急務であり、下記の制度創設を実現するよう強く要請する。

記

1. 森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。
2. 地球温暖化対策のための税の導入にあたっては、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進するための市町村に対する新たな税財源制度を創設すること。

平成22年10月

全国森林環境税創設促進連盟会長 辻 一 幸

全国森林環境税創設促進議員連盟会長 板 垣 一 徳

平成23年度税制改正に関する要望

平成22年7月
全国町村議会議長会

町村は、自主税源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全などの諸課題に積極的に取り組んでいるが、依然として深刻な経済・雇用情勢が続いている。

こうした中で、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進める一方、地方交付税の復元・増額と合わせ、一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、平成23年度の税制改正にあたっては、下記の事項について、その実現を図られるよう強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせること。
- (2) 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。

2 法人住民税の充実確保

分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税を安定的に確保できるようにし、償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。

4 自動車関係税の現行総額確保

町村にとって極めて重要な財源である自動車関係諸税（交付金を含む）に

については、現行の総額を確保すること。

5 基地交付金等の充実確保

国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。

6 市町村たばこ税の総額確保

たばこ税の税率引き上げにあたっては、市町村に及ぼす影響を勘案し、現行税込総額を確保すること。

7 入湯税の堅持

入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

8 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

9 全国森林環境税の創設

森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。

10 非課税措置等の整理合理化

地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

11 過疎対策法上の国税に関する特例の引き続き措置

現行過疎対策法上の国税に関する「事業用資産の買換えの場合の課税の特例」及び「減価償却の特例」について、平成23年4月以降においても引き続き措置するとともに、より充実したものとすること。

平成23年度税制改正要望事項

平成22年10月
指定都市市長会

1 法人税率引下げに係る地方税財源の確保

国の施策として法人税率の引下げを行う場合は、租税特別措置の抜本的な見直しなどによる課税ベースの拡大を併せて行うなど、地方にとって減収となることがないよう、国の責任において確実に措置すること。

なお、法人税は地方固有の財源である地方交付税の原資でもあるため、法人税率の引下げを行う場合は、他税目も含めた法定率の引上げ等により地方交付税の総額を確保すること。

(理由と現状)

法人市民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。

加えて、指定都市は圏域の中核都市としての財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要があり、法人市民税は重要な税源である。

については、法人市民税は法人税額等を課税標準としているため、国の施策として法人課税の実効税率の引下げや中小法人等に対する軽減税率の引下げを行う場合は、租税特別措置の抜本的な見直しなどによる課税ベースの拡大を併せて行うなど、地方にとって減収となることがないよう、国の責任において確実に財源確保措置を講じることが必要である。

なお、法人税は地方固有の財源である地方交付税の原資でもあるため、法人税率の引下げを行う場合は、法人税以外の他税目も含む法定率の引上げ等により、地方交付税の総額を確保することが必要である。

例えば、法人税の税率を5%引き下げた場合（課税ベース拡大せず）

①指定都市全体の法人市民税の減収額は **約 800億円**
市町村全体の法人市民税の減収額は **約3,400億円**

②地方交付税の原資の減少額は **約3,400億円**

地方にとって
大きな減収！

注1 法人税の税率は、資本金1億円超かつ年所得800万円超の法人に係る標準税率を用いている。

2 ①は、平成20年度決算に基づく試算である。

3 ②は、国の平成22年度当初予算額による数値である。

2 地方の役割等を踏まえた地球温暖化対策のための税の導入等

地球温暖化対策のための税の導入や自動車関係諸税の抜本的改組にあたっては、地球温暖化対策をはじめとする環境施策における地方の果たす役割や財政負担に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

(理由と現状)

指定都市は、圏域の中核都市として人口が集中し、産業が集積していることから、地球温暖化対策をはじめとする環境施策に積極的に取り組んでいる。

また、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定・閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として、「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。」とされており、都道府県並びに指定都市等においては、地球温暖化対策推進法の改正を踏まえ、地方公共団体実行計画に太陽光等の利用の促進、事業者又は住民の温室効果ガス排出抑制等に関する活動の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進、廃棄物等の発生の抑制の促進等の施策を定める取組を推進することが期待されている。

については、地球温暖化対策のための税の導入や自動車関係諸税の抜本的改組にあたっては、財源調達手段としての重要性を踏まえたうえで、地方が地球温暖化対策をはじめとする環境施策を引き続き推進し、地域の特性に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策等に取り組むことができるよう、地方の役割や財政負担に応じた税財源を確保する仕組みとする必要がある。

地方公共団体の地球温暖化対策（平成20年度予算）

(単位：億円、%)

地球温暖化対策	都道府県	市町村	市町村のうち 指定都市	シェア
エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	3,645	4,722	1,417.2	30.0
非エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	18	796	59.4	7.5
メタン、一酸化二窒素に関する対策・施策	276	335	50.7	15.1
代替フロン等に関する対策・施策	1	8	0.5	6.3
温室効果ガス吸収源対策・施策	3,409	1,121	324.9	29.0
横断的施策	1	1	0.8	80.0
その他の温暖化対策	502	224	11.2	5.0
	7,852	7,207	1864.8	25.9

これに加え、その他の環境対策（大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等）の取組として指定都市では **約 4,485億円** を予算措置

※ 平成20年9月1日付け総務省から都道府県及び市町村への「地球温暖化対策」に係る調査に基づき作成

3 還付加算金の割合の引下げ

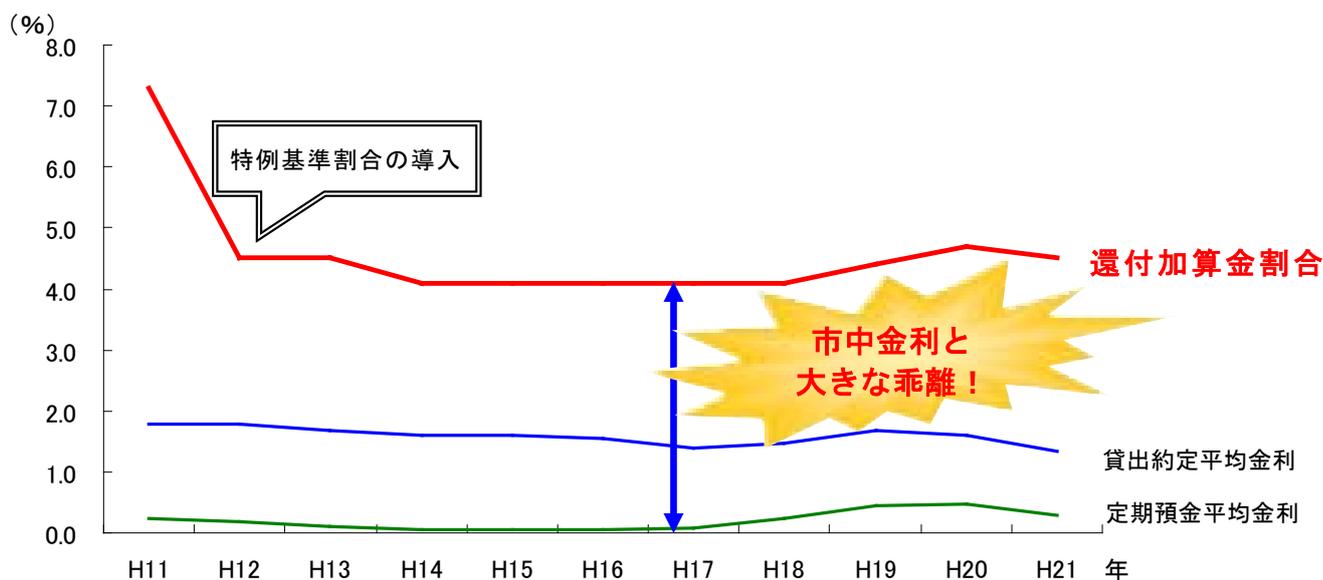
還付加算金の割合について、社会経済情勢を反映した割合に引き下げる
こと。

(理由と現状)

還付加算金の割合については、社会経済情勢の大きな変化にもかかわらず、昭和38年以降、地方税法の本則は7.3%に据え置かれたままであり、平成12年から当分の間の特例措置として本則に代えて適用されている特例基準割合も、4%を超える高い水準に設定されている。

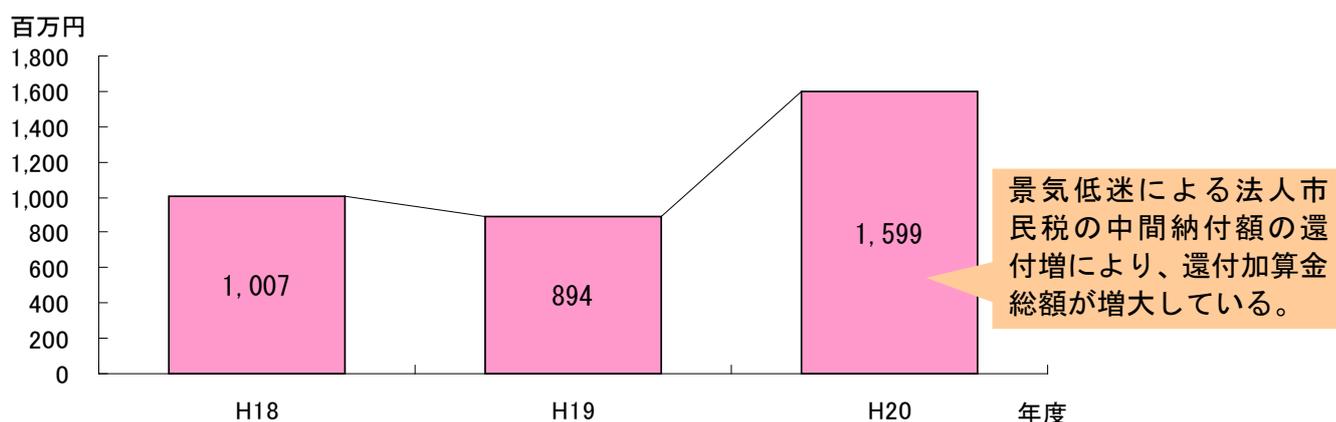
このため、厳しい財政状況の中、還付加算金の支出額は、地方の財政運営に大きな負担となっていることから、市中金利も考慮した還付加算金の割合の引下げが必要である。

還付加算金の割合と市中金利の比較



注 日本銀行統計資料に基づく。

指定都市における還付加算金等の状況



注 決算額による数値である。

4 税制改正に伴う地方税法の改正時期

税条例の改正に係る地方議会での審議時間が十分確保されるよう、また、住民への周知期間が十分確保できるよう、地方税法の改正時期について配慮すること。

(理由と現状)

地方税法の改正に伴う税条例の改正は、住民の生活に多大な影響を与えるものであることから、住民の意思を代表する地方議会での十分な審議を得た上で議決により行われること、また、住民への周知期間が十分確保されることが適切である。

5 地方税制に関する指定都市の意見の反映

地方税制に関する地方の意見を反映する仕組みの構築にあたっては、「指定都市から直接意見を聴取し、その意見を十分反映できる仕組み」を構築すること。

(理由と現状)

地方税制に関する地方の声を十分に反映していくためには、大都市という観点も含めた多様な地域の意見を反映できる仕組みが必要である。

については、最も自立した基礎自治体であり、また、大都市特有の役割と財政需要をもつ指定都市から地方税制に関して直接意見を聴取し、その意見を十分反映できる仕組みを構築することが必要である。

6 四輪の軽自動車に係る軽自動車税の標準税率の引上げについて

四輪の軽自動車に係る軽自動車税の標準税率について、自動車税との均衡を失しない程度に引き上げること。

(理由と現状)

普通自動車は、税率が総排気量により区分され、最も排気量の小さいいわゆるコンパクトカーに係る自動車税の標準税率は29,500円である。

一方、四輪の軽自動車(乗用・自家用)に係る軽自動車税の標準税率は7,200円であり、コンパクトカーと比較すると総排気量が制約されているものの、車体の大きさや価格、燃費、性能等に差が少ないにもかかわらず、税負担に約4倍の格差が生じている。

したがって、政府税制調査会において車体課税(自動車関係税制)の抜本的見直しが検討されているこの機会に、普通自動車との税負担の均衡を総合的に考慮し、四輪の軽自動車に係る軽自動車税の標準税率を大幅に引き上げるべきである。

1 総排気量が1.0L以下の普通自動車と軽自動車(4輪)の比較

区分	普通自動車 (4車種平均)① ※1	軽自動車 (4車種平均)② ※2	比較% (②/①) × 100
全長	3,677.5mm	3,395mm	92.3
全幅	1,682.5mm	1,475mm	87.7
全高	1,503.8mm	1,643.8mm	109.3
乗車定員	4.8	4	83.3
排気量	996cc	658cc	66.1
車両重量	945kg	812.5kg	86.0
燃費	22.6km/ℓ	21.4km/ℓ	94.7
価格	120.4万円	100.4万円	83.4

注1 4車種平均の車種は、IQ、VITS、PASSO、VELTA

注2 4車種平均の車種は、WAGON R、MOVE、TANTO、ALTO、

2 自動車税と軽自動車税の税率(税額)比較

	自動車税 ① (排気量1.0L以下)	軽自動車税 ② (4輪)	比較% (②/①) × 100
乗用(自家用)	29,500円	7,200円	24.4
乗用(営業用)	7,500円	5,500円	73.3

車体の大きさや燃費等に差が少ないにもかかわらず、税負担に約4倍の格差がある。

7 土地の負担調整措置における据置措置の廃止と簡素化

市町村の基幹税目である固定資産税については、基礎的な行政サービスを供給するため、今後ますます安定的な財源を確保していくことが求められる。そこで、制度の簡素化、負担の公平性確保のため据置措置の廃止を含め土地の負担調整措置のあり方に関する検討を早期に開始すること。

(理由と現状)

平成 23 年度まで法定化されている現行制度においては、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられている。

しかし、現行制度においては、例えば商業地等の場合、税負担が引下げとなる場合には負担水準 70%に、税負担が引上げとなる場合には負担水準 60%に収斂される仕組みとなっており、異なる 2 つの水準に収斂されることとなるため、税負担に不均衡が生じること、また、現行の仕組みは納税者にとって分かりにくいことなどの課題がある。

そこで、このような課題について検討をすすめ、負担の公平性、制度の簡素化及び納税者の視点などの観点から、据置措置の廃止を含め今後の負担調整措置のあり方について、早期に検討を開始していただきたい。

8 固定資産税等の優先徴収制度の創設

固定資産税・都市計画税の安定確保及び税負担の公平の観点から、課税対象不動産について滞納処分による差押えや競売等の手続が開始された場合に、手続開始後の固定資産税・都市計画税をその換価代金から優先的に徴収する制度を創設すること。

(理由と現状)

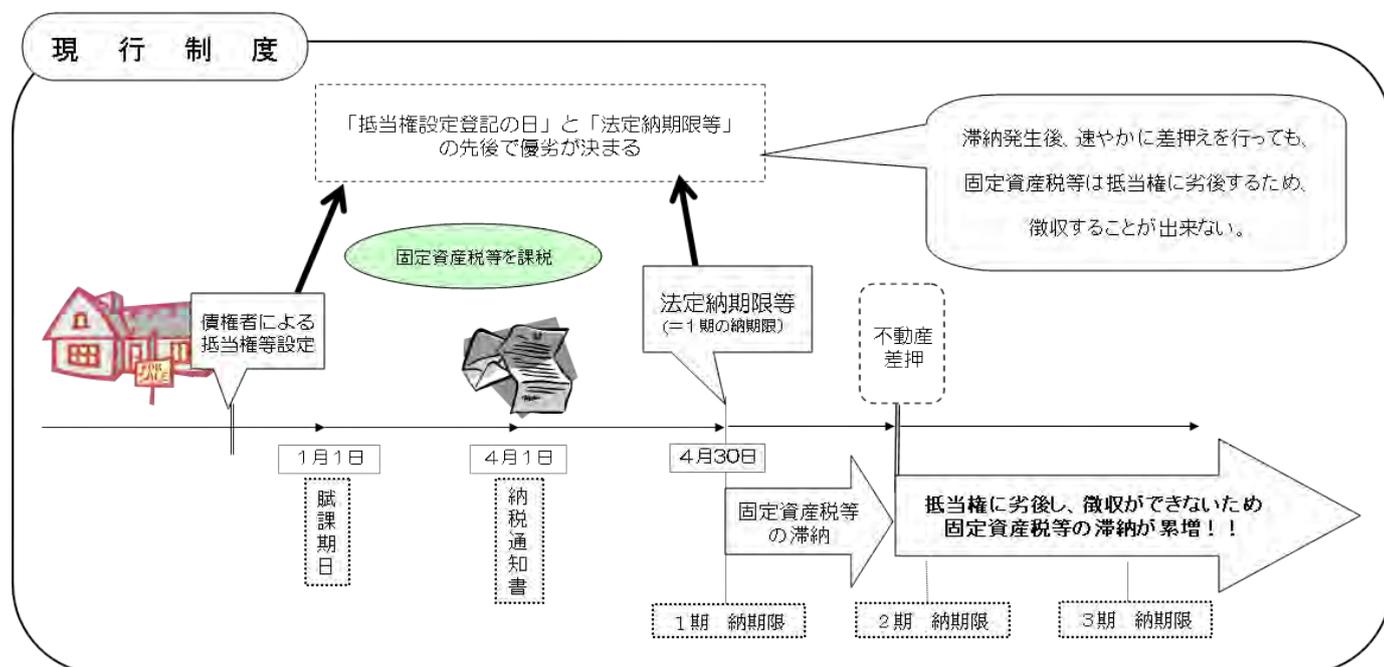
固定資産の所有者に課税される固定資産税・都市計画税は、ほとんどの場合、課税対象不動産について不動産の価格を上回る抵当権等が設定され、納税よりも抵当権者等への返済が優先される事態が生じている。

その結果、毎年課税される固定資産税・都市計画税の滞納が累増している。

現行制度では、新たに課税される固定資産税・都市計画税は、常に課税対象不動産に設定された抵当権等に劣後することから、当該不動産について滞納処分を進めることができず、また競売等の強制換価手続からも徴収することができない。

適法に課税された固定資産税・都市計画税が、制度上徴収できないことは、市町村の基幹税目である固定資産税・都市計画税の安定確保や税負担の公平の観点から、著しく不合理である。

そこで、上のおり固定資産税・都市計画税の徴収制度の改善を要望する。



固定資産税等の徴収に関する現状

適法に課税された固定資産税等が徴収できないことは、制度上の問題点。

- ① 指定都市の市税未収額に占める固定資産税等の割合が大幅に増加している。

平成3年度 1,446億円
 平成20年度 2,301億円

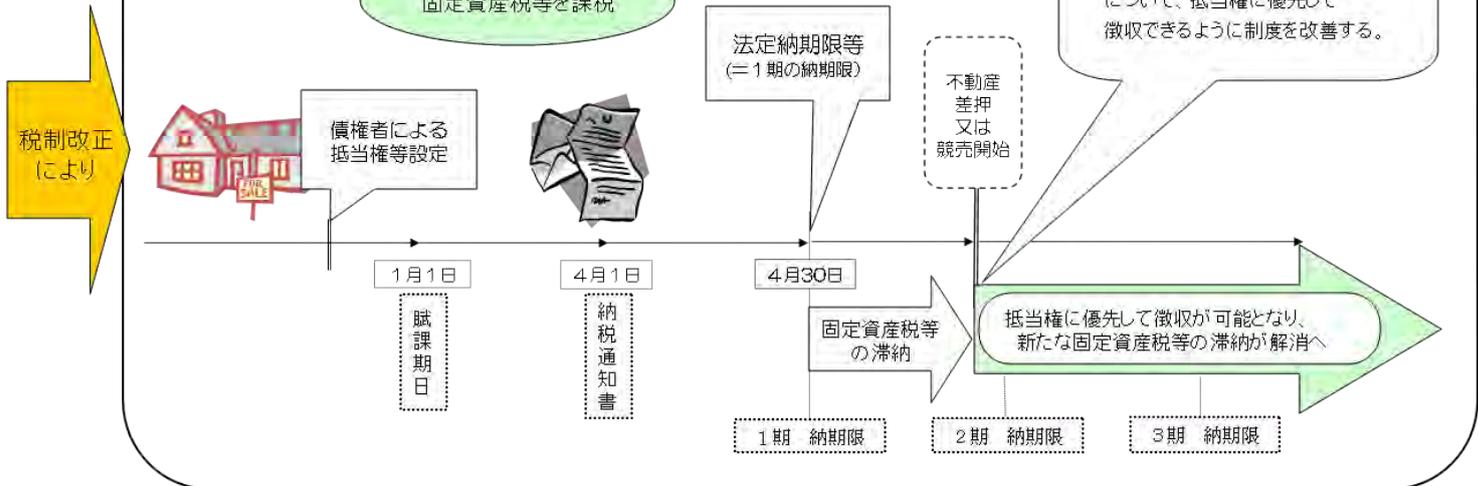


- ② 現行制度では、新たに課税される固定資産税等は、常に抵当権等に劣後するため、徴収が確保できない。

現行法上、法定納期にお渡し
 徴収が確保できないもの
 67%

(注) 不動産を差し押さえた100万円以上の滞納物件による
 (平成19年度実績を基に集計)

制度創設後



9 損耗の状況による減点補正率の適用方法の具体化

経年減点補正率及び損耗減点補正率において、近年特に疑義が生じていることから、その具体的な適用方法について早急に整理し、その考え方も含め提示すること。

さらに、用途及び構造に着目した現行の適用区分を、建築技術の進歩等を踏まえた科学的・合理的根拠に基づく適用区分に改めることも検討すること。

(理由と現状)

固定資産評価基準における経年減点補正率基準表においては、木造9種類・非木造9種類のうちで、全ての用途及び構造に適合する経年減点補正率を決定しなければならないため、従来からその適用に当たって困難な部分も存在していたところであるが、近年、冷凍倉庫と一般倉庫、百貨店と店舗などその適用に対して訴訟等に発展する事案が増加している。したがって、その具体的な適用方法を早急に整理し、その考え方も含め提示いただきたい。

また、固定資産評価基準における損耗減点補正率基準表においても、現行別表第10が科学的・合理的な知見から判断して適正なものとなっているか検証され、具体的な適用方法についても整理して提示いただきたい。

さらに、耐用年数に関する財務省令との関係も踏まえて、用途及び構造に着目した現行の適用区分を、建築技術の進歩等を踏まえた科学的・合理的根拠に基づく適用区分に改めることも検討いただきたい。

10 評価基準改正告示時期の早期化

- 1 「再建築費評点基準表」については、新增築家屋に係る調査事務・評価事務に要する時間を確保するため、少なくとも当該事務が本格化する評価替え前年度の4月には改正告示すること。
- 2 また、「再建築費評点補正率」及び「経年減点補正率基準表」についても、主に既存家屋に係る評価替え事務において使用するほか、翌年度の税込見込みの算定基礎数値となるものであることから、これらの事務が本格化する評価替え前年度の9月には改正告示すること。
- 3 改正に先立って、できるだけ早く改正案を市町村に提示すること。

(理由と現状)

- 1 平成21基準年度における新增築家屋の調査・評価事務については、再建築費評点基準表の案の提示が遅れたことや、パブリックコメントの結果が出てから電算システム改修を行ったことから、多くの都市で着手が1～3ヶ月程度遅延してしまった。しかし、納税通知書の発送時期は決まっており、電算処理期限は遅らせることができないため、結果として作業期間が短くなり、また、その間の事務負担が大きなものとなった。
- 2 再建築費評点補正率及び経年減点補正率については、各都市とも翌年度の税込見込みの基礎数値として重要なものであるが、平成21基準年度においては、案として提示された状態で見込額を計算せざるを得なかった。結果として、示された補正率に変更がなかったものの、仮に変更があった場合は各都市の財政運営にも大きな影響が生じる恐れがあるため、早期に確定させる必要がある。

【参考：指定都市における標準的な事務処理スケジュール】

	平成18基準年度	平成21基準年度
システム改修に要した期間	平成17年4月～平成17年9月	平成20年6月～平成20年11月
新增築家屋調査・評価に係る期間	平成17年8月～平成18年2月	平成20年9月～平成21年2月
税込見込資料の作成時期	平成17年11月～12月	平成20年11月～12月

11 家屋の評価方法の簡素化

再建築価格方式による家屋の評価方法を、納税者にとってわかりやすく、かつ、評価事務の効率化が図れる評価方法へ見直すこと。また、見直しにあたっては各団体の意見を取り入れること。

(理由と現状)

現行の再建築価格方式による評価方法は、「適正な時価」を求めるうえでは優れているものの、その複雑さから納税者の理解を得にくく、また、市町村にとっても再建築費評点数を求める過程が非常に煩雑であるため評価事務に多くの時間やコストを要している。

したがって、評価方法を抜本的に見直し、簡素化を図る必要がある。

納税者への説明責任を果たすこと及び市町村の事務の効率化は、地方自治体が行政改革の一環として重点的に取り組んでいく課題であり、「家屋の評価方法の簡素化」を強く要望するものである。

平成23年度 税制改正要望事項

平成22年10月

指定都市

1 地域主権改革の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

4 消費・流通課税の充実

消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

5 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

6 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

7 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

8 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

9 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例等については、抜本的な見直しを行うこと。

[要望事項詳細説明]

1 地域主権改革の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

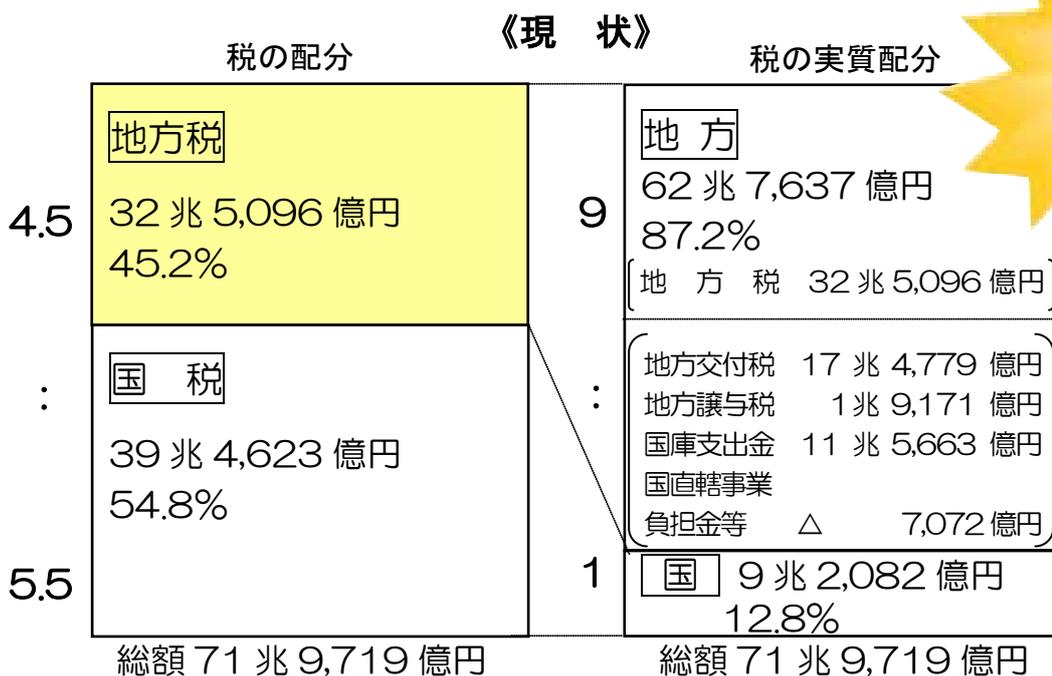
現状における国・地方間の「税の配分」は5.5：4.5であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は1：9となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方消費税の配分割合の大幅な引き上げなど、基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすべきである。

さらに、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

なお、地方法人特別税のように、地方税の一部国税化によって、地方税収間の水平調整による格差是正を行うことは、地域主権改革の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差の是正は地方税財源拡充の中で、地方交付税等も含め一体的に行うべきである。

国・地方における租税の配分状況（平成22年度）



注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

2 平成22年度予算における「税の配分」は4.5:5.5となっているが、これは、景気の影響による法人税などの国税の大幅な減収に起因するものであり、税源配分の是正によるものではない。

国税・地方税＝5：5とするための税源移譲のパターン例

＜6兆円程度の税源移譲が必要な場合の試算＞

	例1	例2	例3
消費税から 地方消費税へ	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円
所得税から 個人住民税へ	個人住民税の税率 10% ⇒ 11% (移譲見込額)約1兆円	個人住民税の税率 10% ⇒ 12% (移譲見込額)約2兆円	
法人税から 法人住民税へ	法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 17.2% (移譲見込額)約1兆円		法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 22.2% (移譲見込額)約2兆円
移譲額計	6兆円程度	6兆円程度	6兆円程度

- 注 1 国と地方の税の配分割合を5:5とするためには、平成19年度から平成22年度までの間の平均では、6兆円程度の税源移譲が必要となる。
 2 税源移譲のパターン例は、複数の基幹税からの税源移譲の姿を具体的に示すために、現行税率における消費税から地方消費税への税源移譲(地方消費税1%⇒2.5%)を基本に、一定の税率等を設定して試算したものである。
 3 移譲総額は平成19年度から平成22年度までの国の決算額又は当初予算・地方財政計画ベースの平均により計算した。

地域主権改革

《まずは》

国5：地方5

税の配分

税の実質配分

地方消費税の
配分割合の
大幅な引上げなど

5

:

5

地方税

地方

国 税

国

さらなる
税源移譲

《さらに》

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」

税の配分

役割分担

地方税

地方の役割

国 税

国の役割

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

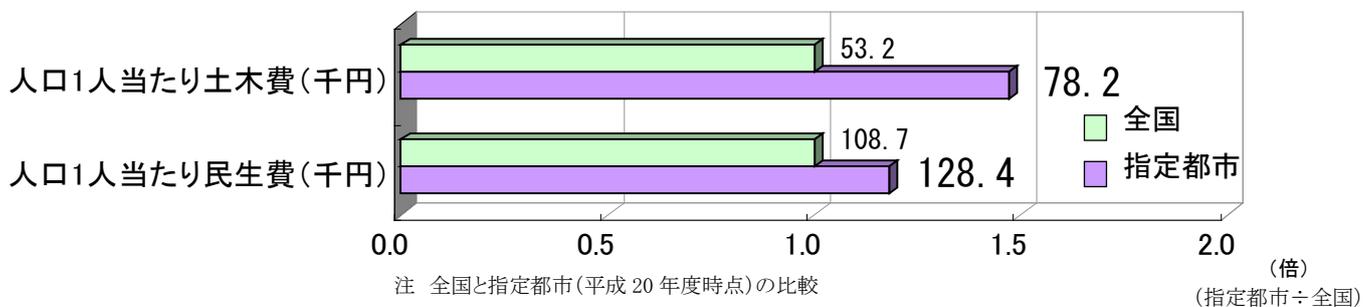
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

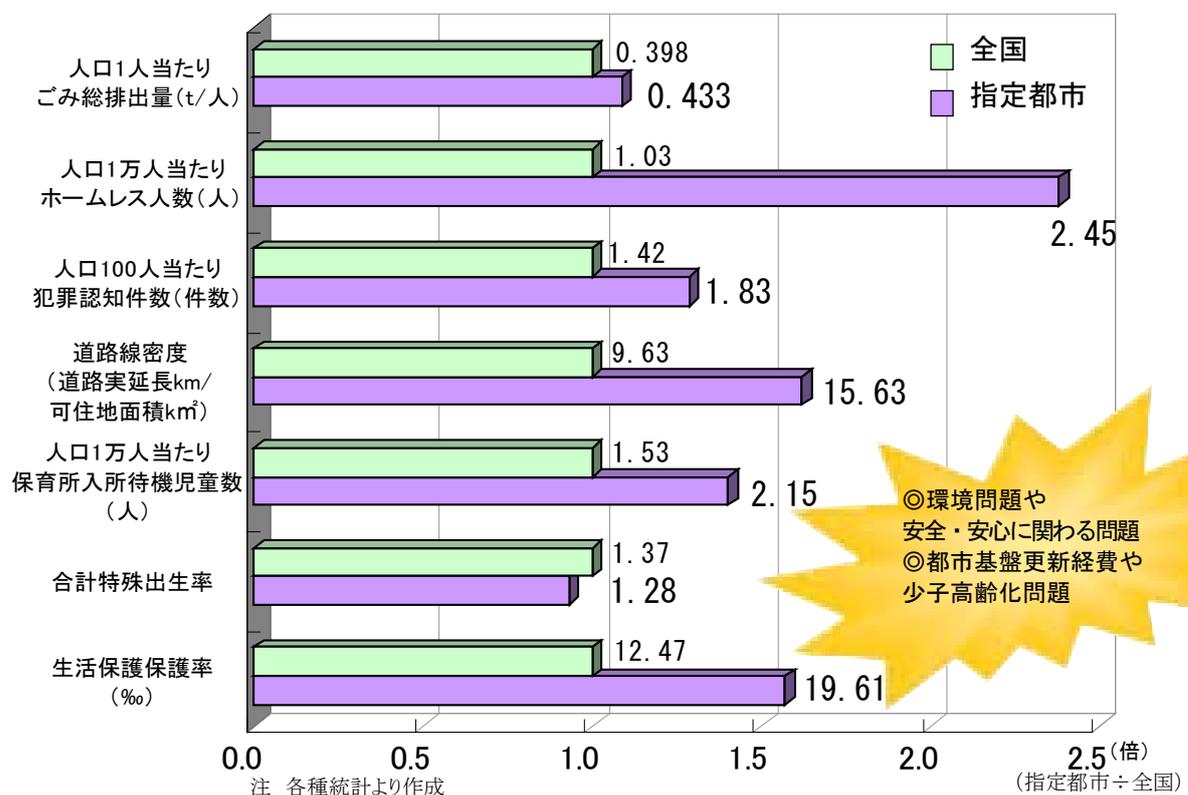
指定都市では、圏域の中核都市としての財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、都市税源、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要がある。

都市的財政需要（全国平均との比較）

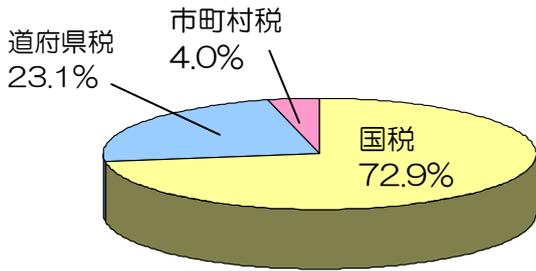


都市の課題（全国平均との比較）



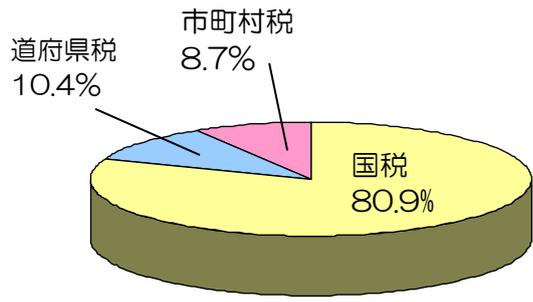
消費・流通課税の配分割合

(平成 22 年度)



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

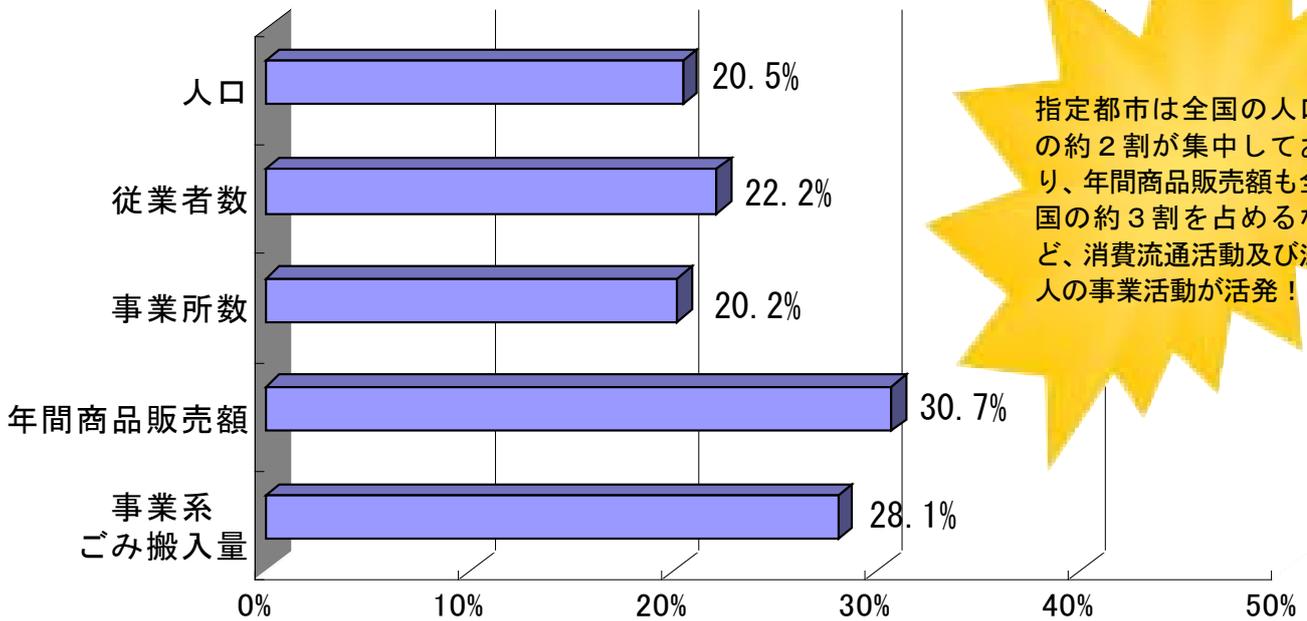
法人所得課税の配分割合 (実効税率)



注 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

都市的税目の配分割合が
極めて低い！

活発な消費流通活動及び法人の事業活動 (指定都市の全国シェア)



指定都市は全国の人口の約 2 割が集中しており、年間商品販売額も全国の約 3 割を占めるなど、消費流通活動及び法人の事業活動が活発！

注 各種統計より作成

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しによって財源措置すべきである。

また、地域主権改革において、新たに道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

- ☆ 行政サービスは「指定都市から受益(大都市特例事務)」
- ★ その負担は「道府県への納税」

指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し(大都市特例税制の創設)により措置すべき

(個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲)

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- ・児童福祉
- ・行旅病人及び死亡人
- ・老人福祉
- ・墓地、埋葬等規制
- ・精神保健及び精神障害者福祉
- ・土地区画整理事業
- ・民生委員
- ・社会福祉事業
- ・母子保健
- ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制
- ・結核予防
- ・屋外広告物規制
- ・身体障害者福祉
- ・知的障害者福祉
- ・障害者自立支援
- ・生活保護
- ・母子家庭及び寡婦福祉
- ・食品衛生
- ・都市計画

個別法に基づくもの

- ・土木出張所
- ・国、道府県道の管理
- ・衛生研究所
- ・道府県費負担教職員の任免、研修
- ・定時制高校人件費
- 等

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

(平成22年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

3,710億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

2,313億円

税制上の
措置不足額

1,397億円

税制上の措置済額

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われる場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約8,400億円 など

(平成20年度決算をもとに推計)

4 消費・流通課税の充実

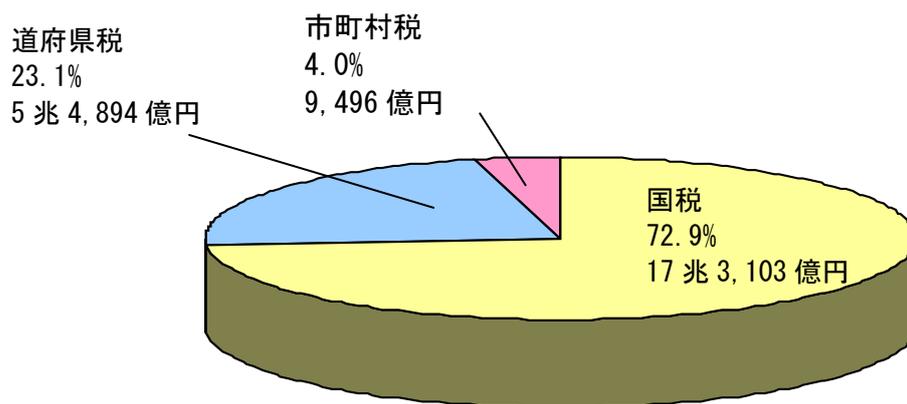
消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市的税目であるが、消費・流通課税の市町村への配分割合は4.0%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、税源の偏在性が少なく税収が安定している地方消費税は、少子高齢化等の進展に伴い、今後も増加が見込まれる行政需要に地方が責任を持って対応していくうえで極めて重要な財源であるため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税の配分割合を大幅に引き上げるなど、より一層の充実を図る必要がある。

消費・流通課税の配分割合（平成22年度）



- 注 1 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.3%に過ぎない。
 2 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

消費・流通課税の税目

国 税	道府県税	市町村税
消費税、酒税、たばこ税 揮発油税、地方揮発油税（*） 航空機燃料税（*）、石油ガス税（*） 石油石炭税、自動車重量税（*） 関税、とん税、特別とん税（*） 電源開発促進税 たばこ特別税	地方消費税（※） 道府県たばこ税 軽油引取税（※） 自動車取得税（※） 自動車税 ゴルフ場利用税（※） 鉱区税、狩猟税	市町村たばこ税 軽自動車税 入湯税、鉱産税

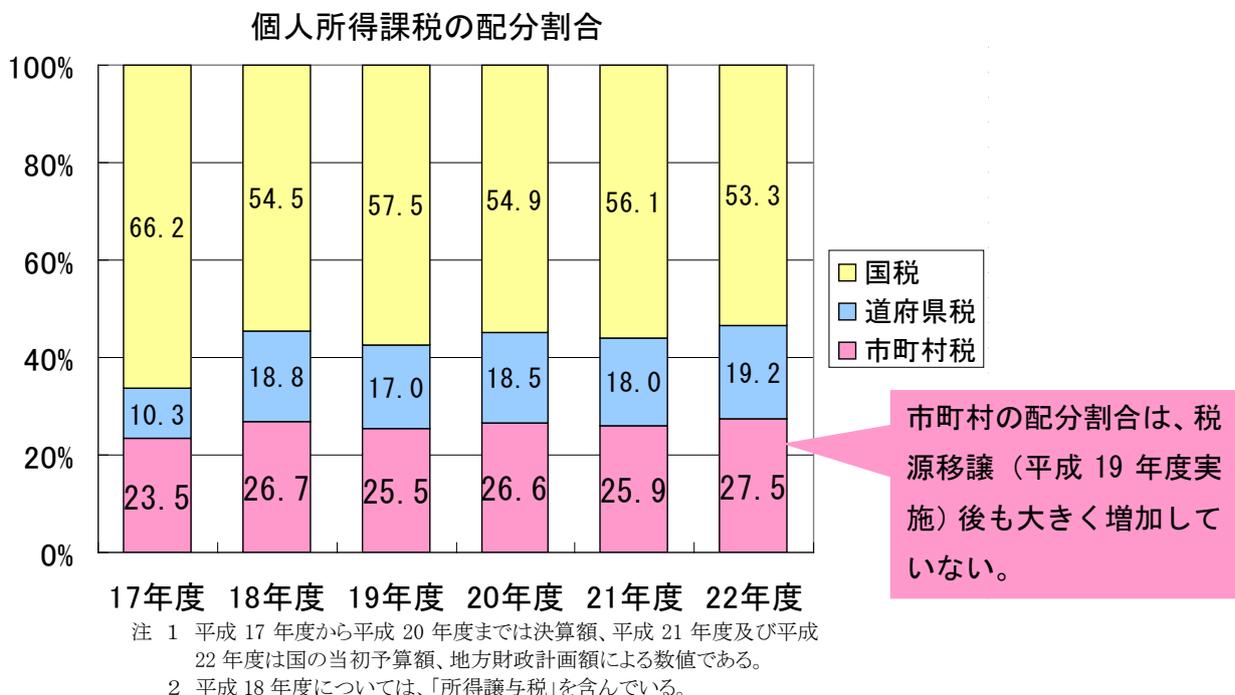
注（*）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。
 （※）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

5 所得課税の充実（個人住民税）

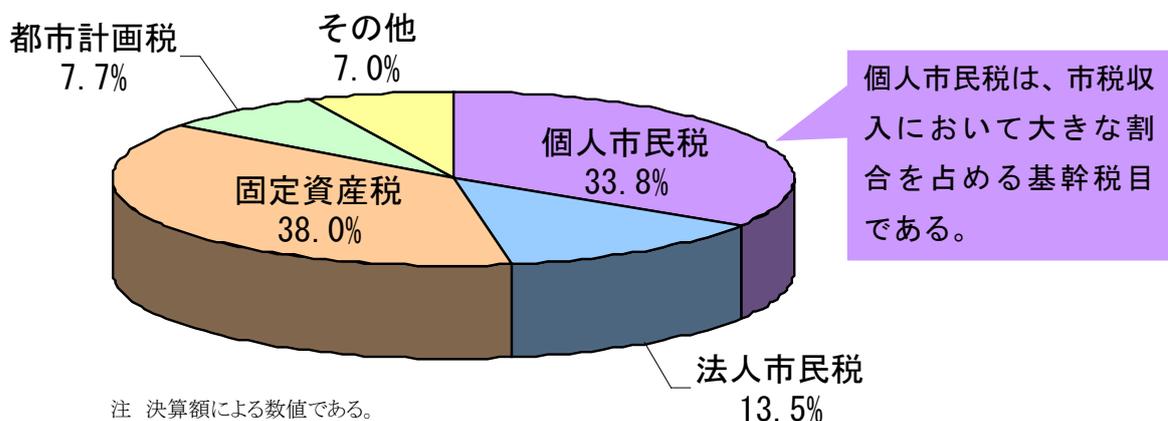
国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていくうえで極めて重要な税源である。

所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税源の偏在性が少なく、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。



指定都市における市税収入に占める個人市民税の割合（平成 20 年度）



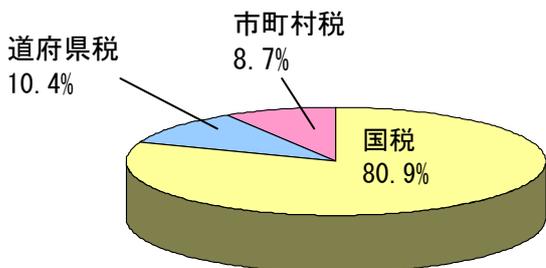
6 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

法人は、産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、8.7%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。

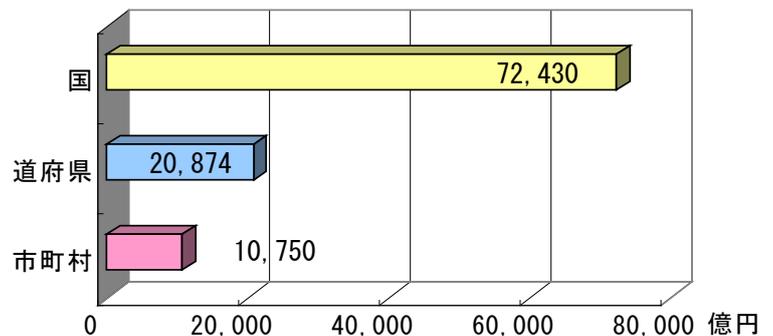
なお、法人住民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度の見直しは行わないこと。

法人所得課税の配分割合（実効税率）



注 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

法人所得課税の収入額（平成22年度）

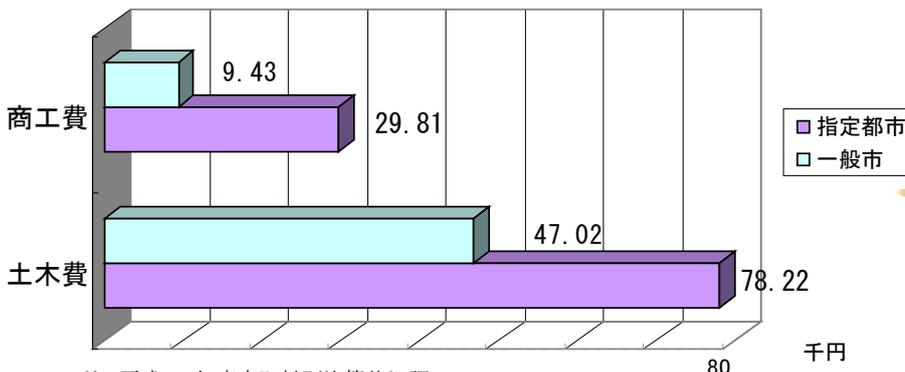


注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

注 2 国は法人税(59,530 億円)と地方法人特別税(12,900 億円)の合計、道府県は法人事業税(16,793 億円)と道府県民税法人税割(4,081 億円)の合計による数値である。

法人所得課税の市町村への配分割合は極めて低い！

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）



注 平成20年度市町村別決算状況調

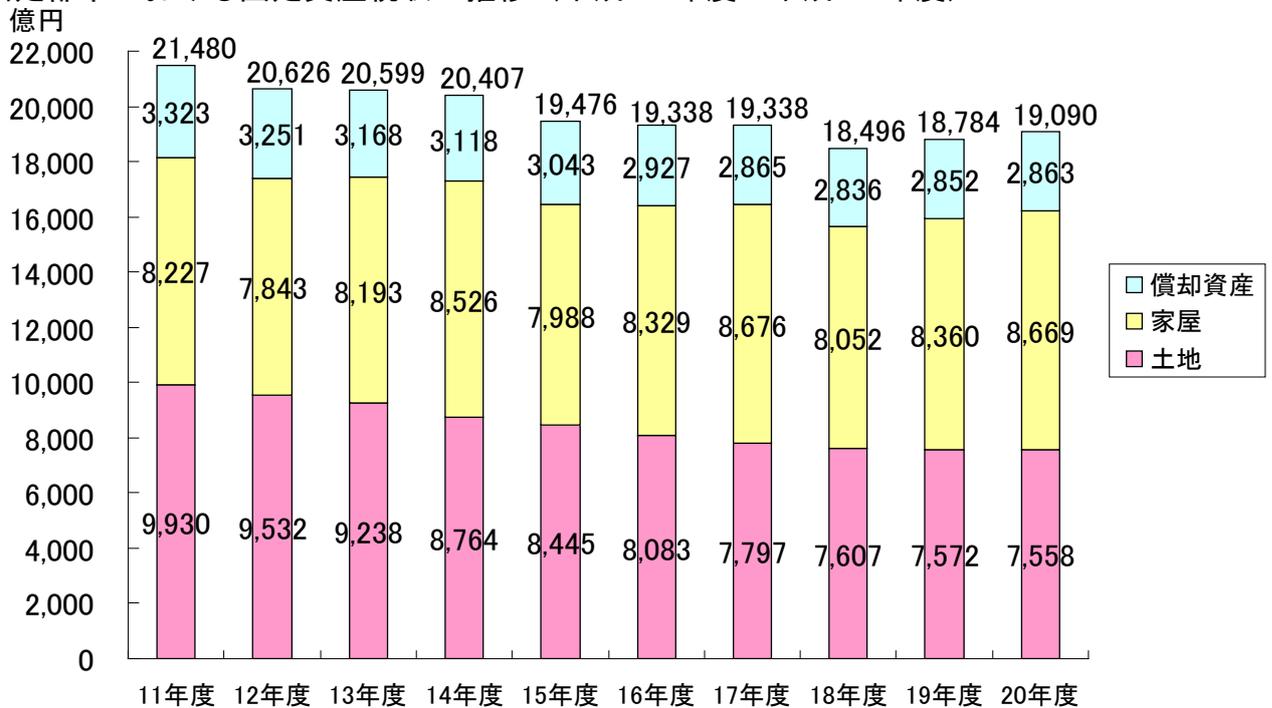
産業の集積とこれに伴い人口が集積する指定都市では、一般市に比べて商工費・土木費の歳出が高水準！

7 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

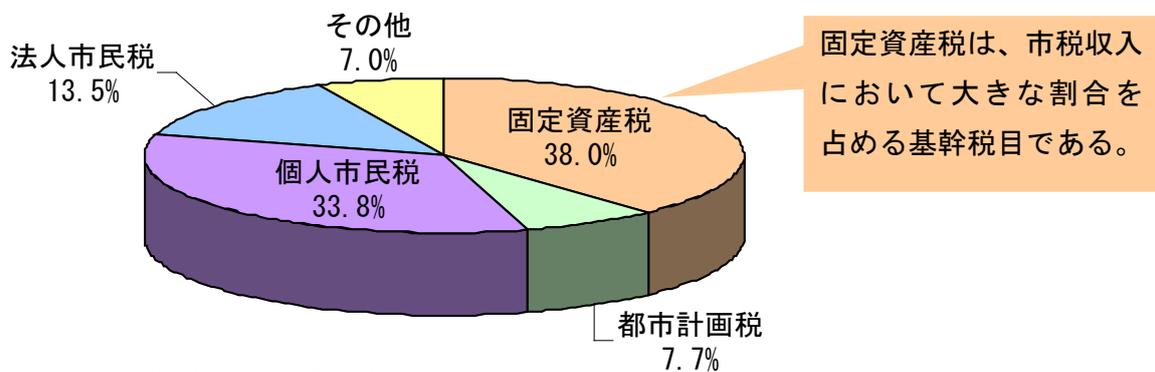
固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保が必要である。

指定都市における固定資産税収の推移（平成11年度～平成20年度）



注 1 決算額による数値である。
 注 2 評価替え年度は、平成12、15、18年度である。

指定都市における市税収入に占める固定資産税の割合（平成20年度）



注 決算額による数値である。

固定資産税は、市税収入において大きな割合を占める基幹税目である。

8 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

47年据置

特別とん税（昭和39年度～）

区 分	税率（1トン当たり）
入港ごと	20円
一時納付（一年分）	60円

注 特別とん税の税収は、全額が開港のある市町村に特別とん譲与税として交付される。

27年据置

軽自動車税（昭和59年度～）

車 種	税 率	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
2輪軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円
4輪軽自動車	自家用乗用	7,200円
	自家用貨物用	4,000円

27年据置

法人の市民税（均等割）（昭和59年度～）

資本金等の金額	従業者数50人以下	従業者数50人超
50億円超	41万円	300万円
50億円以下	41万円	175万円
10億円以下	16万円	40万円
1億円以下	13万円	15万円
1千万円以下	5万円	12万円
公益法人など	5万円	

注 従業者数50人以下の額については、平成6年度に1万円引き上げられている。

25年据置

事業所税（昭和61年度～）

区 分	税 率
資産割	600円/m ²

15年据置

個人の市民税（平成8年度～）

区 分	税 率
均等割	3,000円

注 据置年数については、導入初年度を算入している。

9 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例等については、抜本的な見直しを行うこと。

国税における租税特別措置及び地方税における非課税等特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、なお不十分な状況にある。

については、課税の均衡上適当でないものについて見直しを進めるとともに、主として国の施策により地方税に影響を及ぼすもの等についても、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例等については、抜本的な見直しを行う必要がある。

地方税法における税負担軽減措置等による減収見込額

(単位：億円)

項目	減収額
固定資産税・都市計画税関係	▲2,670
個人住民税関係	▲2,680
法人住民税・事業税関係	▲1,050
合計	▲6,400

- 注 1 政府税制調査会資料による数値である。
- 2 地方税法の規定による特例のうち、平成21年度に適用される措置に基づく減収見込額（平年度ベース）が10億円以上のものについて試算したものである。
- 3 上記以外に、国の租税特別措置の直接の影響を受けるもので、減収額が10億円以上のものが、個人住民税関係▲2,580億円、法人二税関係▲2,860億円ある。